

新潟県村上市及び胎内市沖における協議会（第2回）

○日時

令和4年3月24日（木） 14時00分～16時20分

○場所

胎内市産業文化会館

（一部の構成員等はWEB会議形式にて参加）

○参加者

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー・新エネルギー一部新エネルギー課風力政策室 石井室長、国土交通省港湾局海洋・環境課海洋利用調査センター 野口所長、農林水産省水産庁漁港漁場整備部計画課 小林計画官、新潟県産業労働部産業労働部創業・イノベーション推進課 田中課長、村上市 高橋市長、胎内市 井畑市長、新潟県漁業協同組合連合会 小田代表理事会長、新潟漁業協同組合土屋代表理事組合長、新潟漁業協同組合（岩船港支所） 脇坂支部長、新潟漁業協同組合（北蒲原支所） 野澤支部長、一般社団法人新潟県さけます増殖協会 皆川会長理事、三面川鮭産漁業協同組合 佐藤代表理事組合長、荒川漁業協同組合 須貝代表理事組合長、胎内川漁業協同組合 加藤代表理事組合長、石油資源開発株式会社 南波長岡事業所総務部長、日本海洋石油資源開発株式会社 田中新潟鉱業所 総務部長、栗島汽船株式会社 神丸取締役、岩船港利用促進協議会 竹内会長、日本内航海運組合総連合会 逸見調査企画部担当部長、東京大学 荒川名誉教授、北海道大学北方生物圏フィールド科学センター 宮下教授、一般財団法人日本エネルギー経済研究所 工藤理事、長岡技術科学大学環境社会基盤工学専攻 犬飼准教授、環境省大臣官房総合環境政策統括官グループ環境影響審査室 豊村室長補佐（オブザーバー）、公益財団法人海洋生物環境研究所中央研究所海洋生物グループ 三浦主幹研究員（オブザーバー）、新潟海上保安部交通課 三國課長（オブザーバー）

○議題

(1) 専門家等からの情報提供

①当区域における船舶通航状況等について

日本内航海運組合総連合会

- 船舶航行の安全対策の1つである、風力発電設備の識別する灯火について、海上保安部より提供いただいた航路標識の設置及び管理に関するガイドライン（令和3年11月1日改訂）によると、識別方法として、灯火に加え、無線方位信号所（レーダービーコン）、AIS信号所、霧信号所（音響信号器）なども例示されている。灯火だけでなく、例示されている方法も含め適切な方法が採用されるよう検討を進めていただきたい。
- 当区域における船舶の錨泊状況について、今後、関係機関において、実態調査を行うとの認識でよろしいか。

新潟海上保安部

- 船舶の錨泊状況については、今後、調査は必要であると考えているが、調査体制・実施主体、調査方法などは今後、関係機関において調整した上で決定していくこととなる。現時点で当保安部より調査を行う旨を明確に回答できない点、ご理解いただきたい。なお、調査に際しては、当保安部としても最大限協力をしていきたい。

②洋上風力発電に係る漁業影響調査について

宮下副座長（北海道大学北方生物圏フィールド科学センター）

- 洋上風力発電事業による漁業影響について、専門家よりご説明いただいた通り、地域特性に応じた調査手法の検討が必要であるとともに、漁業の操業への影響と魚類の生態への影響を分けて検討することが必要。
- 当区域において可能性のある影響の1つとして、ケーブルより発生する電磁界による影響が考えられる。当区域ではサケを除けば、異体類（カレイ・ヒラメ類）が主な漁獲種であるとの情報をいただいており、海底上にケーブルが敷設された場合、ケーブルより

発生する電磁界により、ケーブルを境として異体類（カレイ・ヒラメ類）などの生態系が分断され、中期的・長期的な影響が発生する可能性がある。そのため、これら影響の調査を行うことが必要であり、調査により、影響の発生の可能性があるようであれば、ケーブルを埋設するなどの対策が必要となる。なお、電磁界による影響については、ケーブルを埋設することにより、ほぼ回避することが可能であると考えている。

- サケに対する影響については、ヨーロッパの研究などにおいては影響は発生しないといった結果がみられるが、地域の立場からは、サケへの影響は1番の懸念事項である。昨年度に成魚を対象とした影響調査を実施しており、今後は、サケの生息数に大きく影響する稚魚を対象とした影響評価を行う必要がある。
- 調査に際しては、洋上風力発電設備の建設前、また、建設中における建設場所、建設場所以外の場所などで同様の調査を行い、それぞれの結果を比較できるよう調査を行う必要がある。

新潟漁業協同組合（代表理事組合長）

- 洋上風力発電事業における水中音、電磁界による魚類への影響について、専門家よりご説明いただいた影響については、主に漁獲対象となる成魚における影響かと理解している。一方、漁業関係者としては、大型魚より小型魚、成魚より稚魚により大きな影響が発生するのではないかと懸念を持っている。異体類（カレイ・ヒラメ類）などの稚魚への影響についても教えていただきたい。また、現時点で影響が不明確であれば、今後、どのような影響調査を行うこととなるのか教えていただきたい。

公益財団法人海洋生物環境研究所中央研究所（オブザーバー）

- 稚仔魚への影響に関する知見はあまり蓄積されておらず、正確な回答は難しい点、ご理解いただきたい。
- 水中音による影響は鰾の状況、具体的には鰾が共振する周波数により影響が大きく異なる。鰾が小さい稚仔魚については、高周波音に共振するため、高周波数帯域の影響が大きいと考えられる。一方、洋上風力発電設備による水中音は低周波の領域が大きく、水中音については、稚仔魚への影響は成魚よりも小さいと考えられる。
- 電磁界による稚仔魚への影響については、知見が乏しく、回答は

難しい点、ご理解いただきたい。

宮下副座長（北海道大学北方生物圏フィールド科学センター）

- 電磁界による稚魚への影響については、今までは影響の懸念が生じていなかったため、調査自体が行われていないのが実情。
- 電磁波による魚類への影響としては、電磁界の乱れにより、発生場所を避け回遊するといった回遊経路への影響が知られている。ただし、電磁界による影響については、発生場所のケーブル周辺など局所的に限られる。影響が想定される箇所については詳細な調査を行うことが必要。
- 電磁界による影響を回避する方法としては、ケーブルを埋設することが確実な方法であると考えている。

新潟漁業協同組合（代表理事組合長）

- 洋上風力発電事業による魚類への影響については、引き続き調査・検討を行っていただきたい。

村上市長

- 資料４の１２頁に示されている洋上風力発電設備の工事による異体類（カレイ・ヒラメ類）への影響について、資料上は影響は認められていないと示されているが、ご説明では影響が不明とされていたかと記憶しており、どちらが正しい結果であるのか教えていただきたい。

公益財団法人海洋生物環境研究所中央研究所（オブザーバー）

- 洋上風力発電設備の工事により、有意な影響は認められなかったとご理解いただきたい。

三面川鮭産漁業協同組合

- 当組合は、新潟県さけます増殖協会、荒川漁業協同組合、胎内川漁業協同組合と共に、サケの増殖事業を行っている。
- 資料４の１５頁に示されている洋上風力発電設備によるサケの個体数への影響の調査結果について、示されている結果は設備設置前と設備完成後の個体数で比較し、有意な差がみられない結果となっているものと理解している。一方、漁業関係者としては洋上風力発電設備の工事期間が遡上期間である１０月～１２月と

重なった場合、工事により発生する空気振動、水中音などがサケへ影響を及ぼすことを懸念しており、これら影響把握、影響を回避するための対応をお願いしたい。

- これは当組合だけでなく、増殖事業を行っている、新潟県さけます増殖協会、荒川漁業協同組合、胎内川漁業協同組合においても同様の懸念を持っている。

公益財団法人海洋生物環境研究所中央研究所（オブザーバー）

- 空気振動や水中音によるサケへの影響について、空気振動は海面で反射するため、海中のサケへの影響はないものと考えている。水中音については、風力発電設備の稼働音と工事の杭打音で影響が異なると考えられる。
- 稼働による水中音の影響については、資料4の中でも、岩手県における調査結果を示している。この結果から、サケが稼働音を聞くことができる範囲は風力発電設備近傍に限られると考えられるため、サケの遡上へ大きな影響を及ぼすことはないと考えられる。
- 工事の杭打音については、サケの遡上などに影響を及ぼす可能性があると考えられる。影響を低減するための方策としては、発生音を低減する工法を採用などが考えられる。ただし、工法だけでサケ影響を回避することは難しいものと考えられ、サケへ影響を及ぼす音が発生する工事については、遡上期間などを避けて行うなど対応が必要になると考えている。

宮下副座長（北海道大学北方生物圏フィールド科学センター）

- サケへの影響を回避するための風力発電設備の工事時期については、サケの遡上期間だけでなく、川に放流された稚魚が海に下る期間も同様に考えておく必要がある。稚魚は浮袋が小さく、高周波数音による影響が大きいものと想定されるが、工事により発生する音は様々な周波数があり、サケへの影響を確実に避けるためには稚魚に対する影響も考慮する必要がある。

事務局（新潟県）

- 当区域における、漁業影響調査の手法については、専門家よりご説明いただいた通り、地域特性を踏まえた具体的な手法の検討が必要であると考えている。他の先行区域と同様に、協議会とは別

途、漁業関係者などから構成される、調査手法を検討する実務者会議を設置し、具体的な手法について検討を行っていくことが望ましいと考えている。以上より、実務者会議の設置要綱、構成員などについて、事務局で検討し、協議会構成員の皆様に諮った上で、実務者会議の設置を提案する。

荒川座長（東京大学）

- 事務局より提案のあった実務者会議について、ご意見があればいただきたい。

全員

（意見なし）

荒川座長（東京大学）

- 特段の異論がないため、事務局からの提案の通り、実務者会議の設置を行うことで進めていく。

③風力発電所の環境影響について

村上市長

- 地域関係者からの懸念が大きい、洋上風力発電事業による超低周波音について、資料5の10～11頁において、風車騒音は超低周波音ではなく通常可聴周波数範囲の騒音であること、省令改正において環境影響評価の参考項目から超低周波音を削除したことなど、洋上風力発電事業による超低周波音による影響は生じない旨が示されている。一方、事業者には、超低周波音に対する理解促進等のための取組の継続を要請する旨が同時に示されている。事業者を求める取組の具体的な内容を教えていただきたい。

環境省（オブザーバー）

- 環境影響評価法は、環境影響に関する予測・評価に加え、環境に関して地域と事業者のコミュニケーションを図ることも目的としている。
- 超低周波音については、科学的な知見からは、資料に示している通りであるが、一方、地域関係者は超低周波音による影響に対す

る不安を抱えていることも事実であると承知している。そのため、環境アセスメント手続きの中で、超低周波音については、資料に記載されているような、科学的な知見を示し、地域関係者に説明し、理解していただく必要も生じるものと考えている。このような理由から、資料には、事業者に取組の継続を要請する旨をあえて示している。

村上市長

- 環境省からのご説明のように、地域関係者に超低周波音による影響は生じないと理解され事業を進めていくことができるのか、疑問を感じている。超低周波音による影響は生じないが、超低周波音に対する理解促進等のための取組を継続することは、結果的に超低周波音による影響が生じないことが確実ではないとも理解できる。
- 超低周波音による影響に関する地域関係者の理解を図っていくための方策については、引き続きご指導をお願いしたい。

荒川座長（東京大学）

- 超低周波音による問題については、科学的な知見からは、環境省よりご説明のあった通り、問題ないものと理解しているが、地域関係者においては、超低周波音に関して様々な影響を懸念する意見を持っていることも容易に想定できる。このような地域関係者の意見に対して、一律に、環境省よりご説明された内容に従い、影響は生じないと示すことは、別の懸念を生じることにも繋がり、難しいものと考えている。そのため、超低周波音に関する地域関係者からの懸念や意見に対しては、一つ一つ丁寧に対応していくことが必要である。

胎内市長

- 洋上風力発電事業の推進に際しては、超低周波音なども含め、地域関係者は、様々な影響に関して、影響が生じないことが確実ではない点について不安を抱いている。今後も、地域関係者からは、低周波音と同様に、様々な事項で懸念を抱くことになるものと考えている。これについては、地域関係者が抱えている懸念事項の、1つ1つについて、丁寧な説明、理解促進を図り、懸念を解消していく他に洋上風力発電事業を進めていく方法はないものと考え

えている。今後ともに地域関係者からの懸念事項に対しては丁寧な対応をお願いしたい。

工藤構成員（一般財団法人日本エネルギー経済研究所）

- 資料５の６頁に示されている環境影響に関する事後調査について、調査結果は、環境影響調査・予測・評価の段階と同様に、地域の関係者との情報交流等が行われるのか否か、また、行われるのであれば情報交流等の頻度などの実施方法をどのように決めていくのかについて教えていただきたい。環境アセスメントの手続に従い事後調査が実施されれば、協議会に対して結果が示される仕組みとなっていれば、問題はないが、必ずしも示されることにはならない仕組みであれば、協議会のとりまとめの中に、事後調査結果については協議会に示し、情報共有を行う旨を明記することが望ましい。

環境省（オブザーバー）

- 事後調査の実施内容については、環境アセスメントの手続きにおける評価書の中で検討されることとなり、その結果に従い事後調査は進められていくこととなる。最終的には事後調査などをとりまとめた報告書が公表されることとなるが、報告書の公表方法については、実施事業者に委ねられている。このため、協議会において情報共有の必要があれば、その旨を協議会のとりまとめに明記するなどの対応が必要であると考えている。

事務局（経済産業省）

- 協議会は事業者選定後も継続する。その際、選定事業者も協議会構成員となるため、地域関係者、選定事業者が協議を行いながら洋上風力発電事業を進めていくこととなる。環境アセスメントの対象外の事項であっても、地域にとって影響を把握すべき重要な事項については、協議会のとりまとめの中に、調査を行う旨明記していくことが大切。この観点から、漁業影響については、本日の提案の通り、実務者会議を設置し、具体的な漁業影響調査手法を実務者会議において検討していく必要。将来、選定事業者には、それに基づき調査を実施いただき、調査結果を協議会において開示・共有いただくことが重要。

④洋上風力発電設置に伴う携帯電話への影響、洋上風力発電設備による海上無線への想定される影響について

日本内航海運組合総連合会

- 洋上風力発電設置に伴う携帯電話への影響について、資料6に示されている影響はないとの結論について、風車単体を対象とした結論であるのか、あるいは、ウィンドファーム（風車群）を対象とした結論であるのかを教えてください。
- 洋上風力発電設備による船舶のレーダーへの影響について、仮にタワーの直径が10m程度となる10MWクラスの洋上風力発電設備が複数設置された場合、レーダーへの影響は、資料7に示されている多重反射の他にも、鏡面反射が発生する可能性がある。鏡面反射により発生する偽像は多重反射により発生する偽像とは発生位置が異なり、船舶の正面方向に発生する可能性もある。鏡面反射の発生の可能性について、教えてください。
- ウィンドファーム内で業務を行う、CTV船やメンテナンス船について、これら船舶がウィンドファーム内を航行している場合、風車の遮蔽により、レーダーによる探知ができない可能性がある。そのため、事業者選定後においては、船舶の安全航行の観点から、ウィンドファーム内で業務を行う船舶について、AIS搭載義務船ではないものの、AIS搭載なども含めた安全確保方策の検討をお願いしたい。

専門家（総務省）

- 資料6に示している結論は、ウィンドファーム（風車群）を対象とした結論となっている。
- なお、風車は遮蔽物となるため、携帯電話の電波へ全く影響を及ぼさないわけではないが、影響は陸上物の構造物と同程度であり、洋上風力発電施設による特異な影響は発生しないとの結論であるとうご理解いただきたい。

専門家（日本無線株式会社）

- 鏡面反射については、発生の可能性はあるが、実際の発生を確認できておらず、明確回答ができない点、ご理解いただきたい。
- ウィンドファーム内を航行する船舶について、周辺を航行する船

舶も含め、船舶の安全航行の観点から A I S の搭載を推奨いただくことが望ましいと考えている。

荒川座長（東京大学）

- 洋上風力発電設備による携帯電話や海上無線への影響については、海外における事例なども活用しながら、代替策も含め影響を回避する方策を検討していきたいと考えている。

⑤全体的な事項について

村上市長

- 前回の協議会においても申し上げたが、洋上風力発電事業をこの地域で実現させることは、地球温暖化を防ぐための再生可能エネルギーの試金石になるものと思っている。これは、我が国のみならず世界共通の課題であり達成すべき目標でもある。また、洋上風力発電の導入はこの地域を将来に渡り持続させていくことにも繋がる。このような理念の基、平成26年より洋上風力発電の導入に向けた検討を進めてきた経緯がある。
- 選定された発電事業者においても、そうした理念に基づき、関係者と共存共生を図りながら事業を進めていくことを望んでいる。基金については、あくまでも発電事業者の自発的な、崇高な理念に基づくものであるべきと考えるが、発電事業者と地元及び利害関係者が、共存共栄を図っていく一つの方策として検討を行っていくことが必要である。
- 当地域は世界に誇るサケ文化を始め、豊かな自然、風土、歴史、伝統文化、産業があり、この枠組みの中に、洋上風力発電事業が加わっていくこととなる。このような地域の特性を踏まえ、将来に渡り共存共生を図りながら、洋上風力発電事業による、循環型社会、脱炭素社会を実現していくことが重要であると考えている。

胎内市長

- 当地域で洋上風力発電事業が実現することにより、地球温暖化防止に資する、再生可能エネルギー関連の事業が推進されていくことに大きな期待を寄せている。
- 洋上風力発電事業の推進に際しては、漁業への支障を及ぼさず、

漁業などとの共存共栄が図られること、また、景観面での配慮がなされることは必須であると考えている。更に、地域関係者が抱えている、洋上風力発電事業に対する様々な疑問や懸念を明らかにし、それらを1つ1つ確実に解消していくことにより、関係者の納得・合意形成が図られていくことを望んでいる。

- 基金についても、漁業との共存共栄のために活用されることはもちろんのこと、地域の活性化、産業振興など様々な分野で活用される必要がある。このため、基金の管理や使途についても、透明性、明確性などを確保した上で、具体的な検討を行っていくことが極めて重要であると考えており、各関係者がこのような共通認識を持ち検討が進められていくことを望んでいる。

新潟県漁業協同組合連合会

- 漁業者としては、洋上風力発電事業により、漁業への多少の影響は生じるもと覚悟した上で、事業に協力をしており、このような漁業関係者の思いを踏まえ進めていただきたい。
- 漁業協調については、風力発電事業実施期間はもとより、事業実施前の調査から事業終了後の撤去の期間までも含め、地域・漁業関係者の意見や要望を踏まえ、当地域の全漁業関係者に配慮した形で実施することを強く望む。
- 漁業影響について、漁業影響調査結果のみならず、魚種別の操業状況や水揚げ状況などを的確に把握し、漁業関係者との定期的な意見交換の場を設け、漁業への支障を確実に回避するための対応を強く要望する。
- 洋上風力発電事業が漁業、漁業関係者の持続的発展に資するため、1点目に水産資源の回復・管理の推進、2点目に経営基盤の強化、担い手の確保・育成、3点目に販売力強化、地域の水産業の消費拡大、4点目に漁港・漁村の総合的整備、水産業・漁村の多面的機能の発揮に資する活動、以上4項目のこれら実現のための基金の創設を強く要望する

一般社団法人新潟県さけます増殖協会

- 増殖事業を行っている当協会と地先の3漁協においては、当地域における促進区域指定に向けて、一体的に取り組んでいくことで考えている
- 風力発電設備による、サケなどの生態に対する影響を解明するた

めの各種調査を風力発電設備の設置の前後に渡り継続的に実施をするとともに、影響が発生する場合においては必要な対策を講じる仕組みづくりを強く要望する。

- サケについては、内水面、海面の立場を超えて、協力体制の構築を図る必要があると考えている。具体案として、海面におけるサケ漁の見学、内水面における、成魚捕獲・稚魚放流事業の見学などの漁業協調方策を提案する。
- 基金については、サケの増殖及び放流事業の安定化に必要な経費、サケが遡上する河川環境の保全に資する経費、工事・調査に要する経費などに活用できる仕組みとしていただくことを望む。

工藤構成員（一般財団法人日本エネルギー経済研究所）

- 洋上風力発電事業の推進に際しては、第一に地域との共存共栄を図る必要があり、協議会のとりまとめにおいては、共存共栄の仕組みが構築されるよう検討していくことが必要。また、共存共栄が持続的に図られていくためには、洋上風力発電事業が継続していく必要があり、このような観点も踏まえた上で検討を進めていくことが重要。更に、基金の活用など共存共栄方策の実施に際しては、地域の関係者も多く、透明性、公平性を確保した上で進めていくことが必要。
- 洋上風力発電事業は、地球温暖化対策の一環でもあるが、事業推進に際しては、国民負担をできるだけ低減していくことも必要であり、このような観点に対しても一定程度の留意を図りながら、共存共栄方策を検討していくことが望ましい。
- 環境アセスメントについても、法律に準拠して実施するだけでなく、協議会における情報共有・協議などが行えるよう、とりまとめの中に明記していくことで、他の区域よりもより先進的な洋上風力発電事業が実現できるものと考えている。とりまとめにおいては、具体的に情報共有・協議などを行う事項などについても、検討を行うと良いと考えている。

日本海洋石油資源開発株式会社

- 今後、洋上風力発電事業においては、事前調査、設備設置、事業実施のいずれにおいても、弊社の岩船沖プラットフォーム及び海底パイプラインなどの海洋構造物に対して影響が発生しないよう、配慮いただくとともに、事前に丁寧な説明・協議をお願いし

たい。

- 弊社では当海域において、原油・天然ガスを採取しており、生産操業に支障の発生しないようお願いしたい。
- 具体的には、人員輸送については、ヘリコプターで行っており、通常時の輸送ルート及び緊急時の輸送ルートを確保するための事前協議をお願いしたい。なお、通常時の輸送ルートについては悪天候などを考慮すると複数ルートの確保が必要となる。
- 資機材の輸送については、サプライボートにより行っており、資料3でご説明のあった、今後設置予定の船舶の安全航行のための協議会へ参加させていただくとともに、航行ルートの確保をお願いしたい。
- 生産操業に際しては、携帯電話、無線などの通信を使用しており、これらに支障が発生しないよう配慮をお願いしたい。
- プラットフォームは24時間365日稼働しており、職員の宿泊場所でもある。テレビや電話に支障が発生しないよう配慮、また、騒音に関する配慮についてもお願いしたい。
- 洋上風力発電事業は30年間に渡る長期事業であり、その間に弊社のプラットフォーム、海底パイプラインの撤去工事が発生する可能性がある。その際の撤去工事に必要となるエリア等については別途協議できるようお願いしたい。

農林水産省水産庁

- 協議会においては、漁業関係者などより洋上風力発電事業に対する様々なご意見が示されている状況であると認識している。今後選定される発電事業者が関係者の意向をより深く把握できるようにするためには、協議会意見とりまとめに至る背景や経緯、事業に際して求める事項などがより明確となるような協議の仕組みを検討することが望ましいと考えており、ご検討をお願いしたい。

事務局（経済産業省）

- 複数の関係者からご意見をいただいた、事業者に求める理念については、地域との共存共栄の観点から極めて重要。今後、協議会のとりまとめに当たり、いただいた事業者に求める理念について、しっかりと反映されるよう進めていく。また、複数の関係者からご意見をいただいた共生基金も共存共栄を実現するための1つ

の手段。

- 事業者が選定された後には、選定事業者も協議会構成員となり、事業者と地域関係者が一体となり、共存共栄策を実施していく。今回の関係者の皆様のご意見を踏まえると、漁業影響に関して、洋上風力発電設備の工事時期は、サケの遡上時期、稚魚の放流時期に配慮し設定するとともに、発電事業者においては、漁業影響調査を確実に実施することが必要。漁業影響調査手法については、実務者会議の場で、具体の手法に関する検討を行い、調査手法案を示していくことが必要。
- 協議会のとりまとめは、事業者を公募する際の公募占用指針と一体不可分の扱いであり、とりまとめた内容は公募参加事業者に守っていただく事項となる。そのため、実務者会議の結論が協議会のとりまとめに含まれていくことが極めて大事な点。同様に、景観などの観点も含め、風力発電設備が設置できないエリアなどについても、とりまとめに明示する必要がある。
- 洋上風力発電事業による影響はないと考えられるが、確実に影響がないと断定できない事項はあると考えられる。その中でも選定事業者による調査が重要となる事項、その最たるものは漁業影響調査であるが、これは実務者会議のとりまとめに従い、選定事業者によって調査が確実に実施され、その結果が協議会の関係者に共有されていくことが、事業者と地域関係者間において適切なコミュニケーションを図る観点からも必要不可欠。
- 日本内航海運組合総連合会よりご意見のあった、船舶レーダーへの影響についても、事業者選定後に代替策や補完方策などについて、具体の協議を行う必要がある。その点、とりまとめの中にも記載していくべき事項であると考えている。
- 今後は実務者会議を開催して、その後、実務者会議での検討結果を取り込んだとりまとめの作成に向けて、協議会を開催していきたい。とりまとめについては、前回協議会、今回協議会で各関係者より示された、地域の特徴を踏まえた共生策についてしっかりと盛り込んでいきたい。
- 政府としては、国民負担である電気料金を抑制しながら、地域との共存共栄、地域の発展が両立していけるよう取り組んでいきたいと考えており、引き続き、皆様にはよろしくお願いしたい。

荒川座長（東京大学）

- 洋上風力事業は地域との共存共栄が必要不可欠であり、今後は実務者会議も開催されより具体的な議論がなされていくことになる。地域関係者の意向が、確実に協議会意見の中に反映されるよう進めていきたいと考えており、引き続き皆様にはよろしくお願いしたい。

以 上